

院内で患者が転倒し、怪我をしたときの賠償はどうなるのか



顧問弁護士

多良法律事務所
多良 博明

(1)病院と患者の法律関係
病院で転倒事故が発生した場合、病院（医師、看護師）の責任はどうか。

入院患者等の直接診療に関係しない転倒（転落）事故は、診療契約に付随する安全配慮義務が問題となる。

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

(2)病院の診療契約に付随する安全配慮義務について

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。



マニュアルを公開している都病院経営本部HP

(2)病院の診療契約に付随する安全配慮義務について

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

安全配慮義務違反が存在するかどうかについては予見可能性があったかと結果回避可能性があったかで判断する。

予見可能性と結果回避可能性がありながら、予見できる被害という結果を回避するために必要な措置を講じることを怠っていた場合には安全配慮違反が認められる。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。

転倒事故は、いつでもどこでも起こりうるものであり、病院内で発生した転倒事故もすべて病院の責任になるわけではない。